五	六	七
旧国家公務員共済被保険者期間中に発した傷病による障害	旧地方公務員共済被保険者期間中に発した傷病による障害	旧私立学校教職員共済被保険者期間中に発した傷病による障害
昭和五十一年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に発した傷病（当該傷病が当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過するまでの間に治った場合に限る。）	昭和五十一年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に発した傷病（当該傷病が当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過するまでの間に治った場合に限る。）	昭和五十一年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に発した傷病（当該傷病が当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過するまでの間に治った場合に限る。）
（当該初診日から起算して五年を経過した日	（当該初診日から起算して五年を経過した日	（当該初診日から起算して五年を経過した日

第百二十五条第二項中「第三十六条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条第三項中「又は平成十四年経過措置政令」を「、平成十四年経過措置政令の規定又は平成二十七年経過措置政令」に改める。

第百二十六条（見出しを含む。）中「第三十六条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。

第百二十七条の見出し及び同条第一項中「第三十六条第二項」を「第三十九条第二項」に、「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十六条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。

第百二十八条（見出しを含む。）中「第三十六条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　昭和六十一年四月一日以後の旧国家公務員共済被保険者期間、旧地方公務員共済被保険者期間又は旧私立学校教職員共済被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、法第三十九条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

第百二十九条第一項第二号に次のように加える。

ル　平成二十七年経過措置政令第六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる者（初診日が昭和六十一年四月一日以後にある傷病により死亡した者に限る。）

第百二十九条第二項中「第三十七条第一項第三号」を「第四十条第一項第三号」に改め、同条第三項中「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に改める。

第百三十条の見出し中「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第一項中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に改める。

第百三十一条の見出し中「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第一項中「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に、「厚生年金保険の被保険者期間であった期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二項中「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第四項中「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に、「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第五項中「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条に次の三項を加える。

7　旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者が死亡した場合においては、法第四十条第一項の規定の適用については、同項中「又は被保険者であった者であって」とあるのは、「又は被保険者であった者（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた同法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間、第三号厚生年金被保険者期間とみなされた同条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間又は第四号厚生年金被保険者期間とみなされた同条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者を含む。以下この項において同じ。）であって」とする。

8　相手国期間を有する者が、旧国家公務員共済被保険者期間、旧地方公務員共済被保険者期間又は旧私立学校教職員共済被保険者期間中に死亡した場合においては、法第四十条第一項の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者であって、当該死亡した日において同項第一号に該当したものとみなす。

9　昭和六十一年四月一日前の旧国家公務員共済被保険者期間、旧地方公務員共済被保険者期間又は旧私立学校教職員共済被保険者期間中に死亡した者であって、第百十条第四項の表の四の項から六の項までの第一欄に掲げるものについて、第八十五条第一項の規定を適用する場合においては、同項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書は、それぞれ同表の四の項から六の項までの第二欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる字句とし、第八十五条第二項において読み替えて準用する法第三十条第一項の規定については、同項中「相手国期間であって政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間」とあるのは、それぞれ同表の四の項から六の項までの第二欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第四欄のように読み替えるものとする。

第百三十四条及び第百三十九条中「第三十六条第二項第一号」を「第三十六条第一項第一号」に改める。

第十章を第九章とする。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第十条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十八条中「第五号」の下に「から第七号まで」を加える。

（健康保険法施行令の一部改正）

第十一条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第四号を次のように改める。

四　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第三十八条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

第三十八条第五号を次のように改める。

五　平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第三十八条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

第三十八条第六号を次のように改める。

六　平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第三十八条第七号中「管掌者」を「実施者」に改める。

（地方税法施行令の一部改正）

第十二条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の八十九の二第一項中「、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく」を「又は厚生年金保険法による」に改め、「若しくは退職」を削り、同項第五号から第十号までを削り、同条第二項第三号を同項第十一号とし、同項第二号を同項第十号とし、同項第一号の次に次の八号を加える。

二　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項及び第五十六条の八十九の四において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する給付のうち、障害共済年金及び遺族共済年金